

令和 8 年度 第 2 回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 39 分まで		
場 所	県庁本館 4 階 特別会議室		
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順）（委員 19 名） 浅見 佳世、小野寺 郷子、亀井 暁子、木村 浩之、黒田 真史、小杉山 晃一、小南 陽亮、五明 玲子、近藤 多美子、齋藤 寛、佐野 浩聡 塩沢 秀明、榛村 航一、中川 教子、難波 清芽、牧野 正和、松本 健作、宮崎 智宏、山本 早苗 事務局（県側出席者）（17 名） 杉本くらし・環境部長、山下くらし・環境部長代理兼 L G X 推進官、望月くらし・環境部理事（水資源担当）、伏見くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）、西室くらし・環境部参事（南アルプス自然保護担当）、大川井くらし環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長、清水環境局長兼部参事（渉外調整担当）、今井環境局参事、瀧環境政策課長、寺澤自然保護課長、大川鳥獣捕獲管理室長、本間富士山・南アルプス保全室長、緒方廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、望月水資源課長、岡村盛土対策課長、丸尾衛生課長		
議 題	1 会長及び副会長の選出 2 所属部会の決定 3 審議事項 ・狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について 4 報告事項 ・温泉部会審議結果		
配布資料	・令和 8 年度第 2 回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会 部会及び所属委員等一覧 【資料 1】 ・静岡県環境審議会条例 ・審議事項 - 狩猟鳥銃捕獲禁止区域の指定について 【資料 2-1, 2, 3】 ・報告事項 - 温泉部会審議結果 【資料 3】		

1 議事

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 所属部会の決定
- (3) 審議事項
 - ・狩猟銃捕獲禁止区域の指定について
- (4) 報告事項
 - ・温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 19 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 会長及び副会長の選出

(事務局)

本日は、委員改選後初めての審議会となりますので、まず会長の選出を行いたいと思います。会長及び副会長 2 名につきましては、静岡県環境審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、委員の互選により決定することとなります。

会長につきまして、どなたかご推薦ございますでしょうか。

(委員)

会長には、前期でも企画部会長を務めておられた牧野委員が適任かと存じます。牧野委員は、環境全般に知識が豊富で、まとめ方もお上手なので、ぜひお任せしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

では、皆様にご賛同いただきましたので、そのように決定いたします。それでは牧野会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(会長)

牧野でございます。よろしくお願いいたします。今年は、静岡県と浜松県と足柄県が合わさって、新たな静岡県、本日の形の静岡県になった 1876 年からちょうど 150 周年ということでございまして、そんな区切りの年に会長という名誉な職に推挙されまして大変光栄に思っております。

前会長は、人間的にも温かく優しいお方で、この会を盛り上げていただきました。私ごときはとてもそこに及びません。つまり、皆様方のご協力なくしては、この会の運営が成り立たないということでございますので、どうかご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局)

この後の議事の進行につきましては、条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

(会長)

それでは引き続き議事を進めたいと思います。ご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

続きまして、副会長の選出につきまして、どなたかご推薦はありますか。

ご推薦がないようでしたら、会長である私の考えをお伝えさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、希少野生動植物保護部会の部会長をされていた小南委員と、環境審議会所属年数が私と同じ9年目となり、温泉・地質を専門とされる木村委員。このお二人を副会長の候補として推薦したいと思います。ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

なお、会長である私に事故があったときの職務代理者の順序につきまして、条例の第4条第4項の規定によりまして、あらかじめ会長が定めることになっております。職務代理につきましては小南副会長、続きまして木村副会長の順序でお願いしたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

(3) 所属部会の決定

(会長)

それでは、議事の(2)「所属部会の決定」に移ります。

資料の6ページをご覧ください。

当審議会では、専門的見地から諮問内容について詳細な検討を行うため、9つの部会が設置されています。各部会における調査審議事項は資料に記載のとおりでございます。

条例第5条第2項の規定により、各部会に属する委員及び特別委員は会長が指名することとなっております。これまで所属していた部会や皆様のご専門等を踏まえ、今からお配りする一覧表のとおり指名させていただきます。Web参加の方は表示される画面をご覧ください。

まず、再任の方は、これまで所属していた部会に引き続き所属していただきます。

新任の委員の方は、前任の所属していた部会に所属していただきます。

なお、特別委員についても委員と同様の考え方とし、再任の方はこれまでと同じ部会に、新任の方は前任の方が所属していた部会に所属していただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

なお、各部会の部会長につきましては、条例第5条第3項の規定により、各部会の委員の互選によって決定をお願いいたします。

資料1に関しましては以上でございます。

(4) 審議事項

(会長)

次に、議事の(3)「審議事項」に移ります。

「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」につきまして、審議を行います。

これにつきましては、審議を鳥獣保護管理部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、前鳥獣保護管理部会長からご報告をお願いしたいと思います。

(前鳥獣保護管理部会長)

第1回環境審議会において鳥獣保護管理部会へ付託されました「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」について、7月10日に開催した部会での審議結果を報告いたします。

今回部会へ付託された事項は「狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の指定」で、東山口、西方、小笠山の3つの地区になります。令和8年11月1日から令和11年10月31日までの3年間の指定について付託がありました。

当該区域は、掛川市、菊川市、袋井市に位置し、区域内は里山があり、周囲には森林も多く、鳥獣の生息環境に適した区域であり、耕作地も広がっています。この区域では依然として農作物被害が続いており、イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数については横ばいで推移しており、鳥獣の保護と獣害（イノシシ・ニホンジカ）の抑制を図る必要があると事務局より説明がありました。

委員からは、農業者の立場から、イノシシやニホンジカによる被害の状況について意見がありました。

審議の結果、部会では、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定することが適当である」との結論に至りました。

部会からの報告は以上になります。よろしくお願いします。

（会長）

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名させていただきますので、「挙手」ボタンのほど、よろしくお願いいたします。

（委員）

3年間の指定延長については当然かと考えますが、近年、鳥獣害、特にニホンジカについては里山への出没が増加しているとの報告をよく伺います。現在、狩猟頭数が横ばいで推移しているのですが、狩猟従事者の減少や里山におけるシカの個体数増加など、被害状況に変化が生じていないかについて、前回の会議で説明があったのでしょうか。

また、規制による対策に加えて、狩猟従事者の育成・確保に向けた側面支援体制の構築も必要と考えられます。こうした人的資源の確保を含め、総合的な観点から議論が行われたのかについてお聞きしたいと思います。

（自然保護課長）

確かにニホンジカのほうは、県内全域、特に富士、伊豆地域で、農林被害だけではなくて生態系に影響を及ぼすような被害を出しております。

捕獲のほうも、県の管理捕獲をはじめとしまして、有害捕獲、狩猟を含めて相当数捕獲をしております。

ただ、やはりご指摘がありましたように、減ってはいる中でもまだまだ減らさなければいけないというような状況が続いており、捕獲の担い手の確保・育成が大変重要になっております。

主に狩猟、捕獲を担っていただいております猟友会につきましては、やはり年々高齢化等も進んでおりますけれども、以前に比べまして比較的若い世代の方も入っていただいているということで、逆に高齢化率は下がっている状況であります。

ただ、総数のほうは、若干減りつつも横ばいということで、必ずしも増えている状況ではありません。その中で、今あるマンパワーというものの最大限の活用をお願いさせていただきまして、シカとかイノシシの捕獲に当たっていただいているところでございます。

今後の担い手の確保につきましては、毎年、これから狩猟をやっていただける、興味を持っていただけるように、講習会、研修会等を行っておりますし、狩猟免許を取られた方につきましては、実際に捕獲に当たっていただく、実践していただくということが大事になってくるものですから、その部分についても研修等を行っています。

狩猟免許の取得者につきましては、ここ2年ぐらい、明るい兆しなのではございますけれども、受けてくれる方が大変増えているという状況です。これは全国的にもそのような傾向があるということで、近年、クマの人身被害等が話題になっているものですから、そういったことに興味を持っていただける方も増えているという認識でございますので、今後も、実際に捕獲に当たっていただけるように研修等を充実させていきたいと思っております。

（委員）

ご説明ありがとうございます。

クマやサルを含めた多様な鳥獣被害が報告されているとのことですが、対応に当たられている関係機関のご苦勞は相当なものと推察いたします。

（委員）

掛川市では、カモシカの出没が多く、特に禁止区域の東山口においても被害が顕著です。具体的には、地域の農業者からシイタケ被害の報告を受けております。

カモシカは、法律上、国の天然記念物として保護対象となっていることは十分に承知しております。しかしながら、掛川市東山口での出没状況を見ると、実質的には天然記念物としての保護の対象にする必要がないくらい増えているのではないかと感じます。

実際のところ、黒俣の山奥を含めた県内各地でカモシカの個体数が増加しており、私の住居周辺にもカモシカが定着しているなど、農作物被害が深刻化しています。

このような状況に対して、県としてどのようなお考えをお持ちなのかについてお聞きしたいと存じます。

（鳥獣捕獲管理室長）

カモシカに関しましては、先ほどご発言があったように、特別天然記念物ということで、非常に足かせが大きいというところで、これが昭和54年ですかね。環境省と農水省と文化庁の中で3庁合意というものが結ばれて、それまでは天然記念物は捕獲できなかったものを、環境省サイドのほうの特定計画という計画を立てれば、捕獲が可能になってきたところでございます。

今、法令上そういう形で捕獲できるようになっているものですから、そちらの中で実際に被害を及ぼすようなカモシカについては駆除ができるような形になっています。

シカとの大きな違いは、シカは群れをなして入ってきて、被害も大きくなるのに対して、カモシカというのは縄張りを持って生活しているというところで、被害についてはシカよりは若干低いような状況なんですけど、ただそうはいっても一頭入ると相応の被害を与えるというようなところもございまして、実際に捕獲を行う市町と県と連携を取りまして、計画の推進に向けて調整しながら捕獲は進めていくような形になります。

あわせて、国の3庁合意に基づいた固有の種の指定から地域の指定、要は保護地区での保護というのですかね。そういう地域指定への移行について、県としても訴えていきたいと思っております。

以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。

審議内容に関しましてはおおむね認めるということであると同時に、少し話が広がりまして、人材育成、それからカモシカのお話という形でご質問をいただきました。

それでは、「挙手」ボタンが出ておりますので、よろしくお願いします。

（委員）

1つ教えていただきたいのが、今はニホンジカとかイノシシは捕殺して個体数を軽減する方法を取っているということですが、例えばほかの方法は取っているのかということのもお伺いしたい。

例えば、間伐をしたときに細い木を林地に残材するというときに、丸太をきれいに整頓せずに、乱雑に切ったまま倒しておくと、シカはそこをまたいだりくぐったりするのが嫌なので入らないんですね。そうすると、そこには本来の植生が戻ってくる。森を乱雑にしておくとシカ被害から逃れる、植生が育つということが実際起こっています。針葉樹、ヒノキやスギだったら残材しても年数もちますので、例えば、今の一例はかなり極端な話かもしれませんが、捕殺以外の方法で、シカが入らずにコントロールするみたいな方策は現在取っておられるのでしょうか。

以上です。

(自然保護課長)

ありがとうございます。

もちろん捕獲だけで減らすということが第一だと思っておりますけれども、被害を受ける側の、農業者、林業者、造林地、農地について自ら守るという対策も併せてやっていかなければ被害のほうは防げないと考えておりますので、今委員がおっしゃられたような対策もあろうかと思っておりますけれども、物理的に完全に遮断するように、防護柵とか電気柵の設置といった対策は、農業をされている方、林業をされている方にはお願いをしているというような状況です。

防護柵の設置については、当課が所管するところというと、南アルプスの山頂付近といいますか、かなり高標高部のお花畑があるようなところにもシカが入ってきて、お花畑がなくなってしまうというような状況もあったりして、そういうところでも防護柵を設置することで植生が回復してくるというようなこともあります。

なので、捕獲と併せて、防ぐ対策、防護柵の設置等を進めていると。これは両輪でやっているというような状況になっております。

以上です。

(会長)

このほか、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。Web 参加の方は「挙手」ボタンをお願いいたします。

それでは、今幾つかご質問、ご意見等がございましたが、おおむね審議内容に関しましては認めるということで、それと新たに派生した内容で、周辺について大変有意義な、的確な質問等があったかと思います。

ご意見等も出尽くしたようでございますので、本案件につきましては、部会の報告書の結論のとおり、私から知事宛てに答申をすることとして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、異議なしという形で決定させていただきたいと思います。

本日の審議事項は以上でございます。

(5) 報告事項

・温泉部会審議結果

(会長)

続きまして、(4)の「報告事項」に移りたいと思います。

「温泉部会の審議結果」につきまして、報告を求めます。

なお、ご報告いただく内容は、委員の皆様にも既にお知らせしているように、7月13日付けで知事へ答申をしておりますので、その旨ご承知おきください。

それでは、衛生課長、よろしく願いいたします。

(衛生課長)

よろしくお願いいたします。

令和8年7月9日に開催いたしました令和8年度第1回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料20ページの資料3、「温泉部会審議結果（令和8年度第1回）」をご覧ください。諮問事項でございます、温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請に係る第1号議案から第9号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、7月13日付けで知事へ答申をしております。

温泉部会の審議結果は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ご質問等あればお願いいたします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順次指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。質問等はどなたかございますでしょうか。

本件は報告事項でございますので、ご質問等がないということですので、このご報告を認めるということで進めさせていただきたいと思います。

(会長)

以上で、本日予定されておりました議事は終わりとなりましたが、審議事項にかかわらず、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(委員)

審議事項ではありませんが、2点、ご報告と意見という形で述べさせていただきたいと思います。1点は外来種について、もう1点は希少生物についてです。

まず、こちらの派手なうちわですが、これは兵庫県で配っている、特定外来生物に対するうちわでございます。ナガエツルノゲイトウとクビアカツヤカミキリという形で、イベントで配られています。

前にもこの会でご報告申し上げましたように、これが蔓延してしまいますと、例えば兵庫県の場合ですと何千万円という補正予算を組んで取り組んでいるということで、静岡県の場合ですと、カミキリムシのほうは侵入しておりませんし、こちらはまだ分布箇所は非常に少ない。早期ですとそんなに人件費もかかりませんので、やはり早期の対応が必要かなと。兵庫県ですと、このほかに広報のチラシを町内会全部に毎年貼っているということで、知り合いに聞きますと、「ああ、知ってるよ」と。「これ、出てきたらまずいね」というので非常に周知されているという事実があります。

ですので、例えば横浜なんかでもカミキリムシが出てきたけれど、早々に対処して、その後全然出てこないということがありますので、例えば静岡県の場合ですと、イチジクだとか柿、桃、桜、それから街路樹なんかへの被害も考えられますので、できる限り一般の市民の方への周知をお願いしたいというふうに思っております。まずこれが外来種の件について。

それからもう1点、希少種のほうですが、清水の埋立地、貝島の地区におきまして、トビハゼという、静岡県の絶滅危惧ⅠA、それから環境省の準絶滅危惧に掲載されております、魚なのですが水の中が大嫌いな干潟の生き物。ぴょんぴょん飛ぶやつが見つかっております。百何十四も見つかって、それがもう2年、3年にわたって居着いているという状況です。地方港湾の審議会においても「配慮するように」という答申をなされておまして、ところが2028年にはもう一部が供用開始ということになっております。

このほか、後にハクセンシオマネキという、環境省の絶滅危惧Ⅱ類のカニも出てきたりしておりますので、干潟を再生していく、そして干潟の生き物を何とかうまく残すようにして、子供たちがそんな生き物を見て、「こんな生き物いるんだな」と楽しめるような形にしていきたいなと思っています。

港湾のほうもそうやって取り組みを始めることになっておりますし、ごみ処理場の関係で、隣接する静岡市のほうからも協力を得るということになっておりますので、ぜひ県の環境のほうも連携、協力して、保全・再生に向けて取り組んでいただければと思います。

（会長）

ありがとうございました。

外来種に関する一般の方への周知という視点と、それから静岡県の港湾地域におります希少種、トビハゼにつきまして、大変貴重なご意見をいただきました。

委員からは、前々回、ナガエツルノゲイトウに関しましてもご意見をいただいたところかと思いますが、県のほうで何かご回答等はございますでしょうか。

（鳥獣捕獲管理室長）

外来種対策についてご報告させていただきます。

当県では、外来種対策は非常に慎重に対応しなければいけないということで、例年ですけれども、当県ですと非常に今大きく抱えているのはヒアリです。人命に関わるということで、ヒアリ対策を最優先で今進めているところです。庁内の関係者を集めまして、県の組織の中で、その防除に対して毎年4月に周知を図っていると。それと併せまして、実際の清水港の港湾を利用しまして、専門家の先生を招きまして、初期の駆除対策の研修会等を実施しております。本年も実施いたしました。

さらに加えて、本年初めての取組なんですけれども、先ほどご指摘のあったカミキリの関係。特にクビアカツヤカミキリが全国的に今問題になっているというところで、そちらの対策について、第2回の庁内連絡会議を行いまして、庁内での早期報告の連絡体制を組みました。そういう形で周知を図っていると。

さらにその後、9月1日、ついせんだってですけれども、県内の全市町を対象に情報連絡会を開催いたしまして、まずそのカミキリの脅威についてのお話と、早期の防除対策についての研修的なお話をさせていただいたと。

さらに、カミキリに関しては、農業にしろ観光資源の桜にしろ、梅だとか桃だとかにも関係するということで、非常に多部局にわたるということで、まずは発見に際しては、行政側の職員というよりも、実際に桜だとか梅だとか桃に携わる人たちに周知して早期に発見するというのが重要なものですから、そこを各市町に重々お願いしまして、「連絡体制、情報共有体制をしっかりとください」ということで周知を図ったところでございます。

今後も引き続き、周知に関しましては努力をしていきたいと思っております。また見つかった際は、早期防除について各市町と連携して取り組んでいきたいと思っております。現状そのような形で、今年度に関しましてはかなり力を入れて進めているという状況でございます。

以上でございます。

（自然保護課長）

加えて希少種のほうについてですけれども、貴重なご意見といえますか、情報をいただきましてありがとうございます。

これにつきましては、開発が行われる場所については、自然環境保全条例とか希少種の条例に基づきまして、事業者、もしくは行政が行う場合ですと行政の方々、実際に施工されている方々に希少種の調査をしていただきまして、保全対策を取るという形で進めております。先ほどお話いただ

きました港湾につきましても情報共有させていただきまして、県としても適切な対応を取っていただけるような共有を行っていきたいと思います。

また、ナガエツルノゲイトウに関しては、従前から委員にお話をいただいております、先ほど鳥獣捕獲管理室長からお話しした連絡会の中でも、カミキリもそうなんですけれども、ナガエツルノゲイトウに関しても問題意識を持って取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き情報等ありましたら教えていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

（会長）

非常に的確なご指摘とともに、県のほうも関連市町等も含めて情報を公開し合いつつ、本件に対して、例えばナガエツルノゲイトウであったり、それからクビアカツヤカミキリであったりの対策を行っているというご回答でございました。

それ以外に、何かご質問等ございますでしょうか。Web 参加の方は、ご質問等ございましたら「挙手」ボタンをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これ以上は特にないということですので、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。